# 『養育特例』のお知らせ

## ~ 被用者年金制度一元化に伴う新たな制度 ~

《年金額を算定する特例措置として、平成27年10月1日から新たな制度「養育特例」 が始まりました》

## 【養育特例とは

3歳未満の子を養育している期間中の標準報酬月額が、養育を開始した月の前月の標準報酬月額(以下「従前標準報酬月額」という。)を下回ったときは、**将来の年金額を計算する際は「従前標準報酬月額」を適用する特例措置**です。 なお、養育特例期間中の厚生年金保険料等については、実際の標準報酬月額により算定されます。

## 養育特例の対象者

3歳未満の子を養育している組合員

(子を被扶養者としていることの要件はありません。また、父母どちらにも適用されます。)

## 養育特例の対象期間

3歳未満の子を養育している期間

(養育を開始した日\*1の属する月から、養育を終了した日\*2の翌日の属する月の前月まで)

## ••••

#### ※1 養育を開始した日

- ①子が出生したとき
- ②子を養子としたとき
- ③別居していた子と同居することとなったとき
- ④3歳未満の子を養育する者が新たに組合員資格を取得したとき
- ⑤育児休業等(掛金免除) が終了した日の属する月の初日が到来したとき
- ⑥産前産後休業(掛金免除) が終了した日の属する月の初日が到来 したとき
- ②養育特例を受ける子以外の子に係る養育特例の適用を受ける期間の最後の翌月の初日が到来したとき

## ※2 養育を終了した日

- ①養育している子が3歳に達したとき
- ②組合員が死亡又は退職したとき
- ③他に3歳に満たない子を養育することとなったとき
- ④子が死亡したとき又は子を養育しないこと となったとき
- ⑤育児休業(掛金免除)を開始したとき
- ⑥産前産後休業(掛金免除) を開始したとき
- ⑦被保険者が70歳に到達したとき(退職等年 金給付は除く)

#### 養育特例の事例 3歳未満の子が1人の場合

------掛金等を算定するときの標準報酬月額

---- 年金額を算定するときの標準報酬月額

○育児部分休業等により、標準報酬月額が子を養育することとなった 日の属する月の前月(基準月)の従前報酬月額を下回っているため、 この額が年金額の算定上保障されます。



# 「養育特例の申出(提出書類等)

養育特例の適用を受けるためには、「養育期間標準報酬月額特例申出書」に、下記の必要添付書類を添えて、所属所の 共済事務担当課に提出してください。

- **添付書類** ア. 戸籍謄本(又は子の牛年月日及びその子との身分関係を明らかにできる市町村長の証明書等)
  - イ. 世帯全員の住民票 (続柄表示のあるもの)
  - ウ. その他(必要に応じて書類を求めることがあります)
- \*平成27年9月30日以前に養育特例の要件に該当している場合には、平成27年10月1日から養育特例が受けられます。 この場合の「従前標準報酬月額」は、養育開始日の前月の掛金の標準となった給料月額に手当率(一般職1.25、特別職1) を乗じた額を、標準報酬等級表に当てはめた額となります。

届出等に関する詳細につきましては、所属所共済事務担当課へお問い合わせください。